

栃木市国民健康保険データヘルス計画（第2期）【概要版】

1 計画の概要（1～2頁参照）

この計画は、健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図り、糖尿病の発症や重症化予防等を目的としたもので、第1期計画は2015年度（平成27年度）に策定し、2017年度（平成29年度）までの3年間の計画であることから、引き続き「栃木市国民健康保険データヘルス計画（第2期）」を策定する。

第2期の計画期間は、「特定健康診査等の実施に関する計画（第3期）」との整合性を図るため、2018年度（平成30年度）から2023年度までの6年間とする。

2 分析結果に基づく健康課題と対策（20～21頁参照）

（1）特定健康診査・特定保健指導を基盤とする生活習慣病予防

特定健康診査受診率が30%以下と低迷し、特に40・50歳代の受診率が低い。より多くの被保険者が受診することで疾病を早期に発見し、早期治療、治療継続につなげられるよう、意識を向上させる必要があることから、特定健康診査・特定保健指導の実施のほか、特定健康診査の未受診者への受診勧奨通知等を行い、生活習慣病の発症予防に努める。

（2）生活習慣病の重症化予防

生活習慣病（糖尿病、慢性腎不全、高血圧症）に関する医療費の割合が高く、重篤化すると1件当たりの医療費も高くなるため、重篤化する前の対策として、合併症の発症や症状の進行等の重症化予防に取り組む必要があることから、生活習慣病の重症化予防に適した病期の患者や健診異常値を放置している患者、生活習慣病の治療を中断している患者を特定し、患者個人にあった保健指導の実施や定期的な受診を促す。

（3）受診行動の適正化

重複受診者、頻回受診者及び重複服薬者に対する保健指導実施率は概ね目標値を達成しているが、受診行動の適正化につながっていないことから、訪問指導者対象者の選定方法を見直し、行動変容へつながりやすい方へのアプローチを重点的に行う。

（4）ジェネリック医薬品普及率の向上

本市の普及率は増加しているが、厚生労働省が目指す「2020年度末までの早い時期に80%」という目標には達していないことから、ジェネリック医薬品に切替可能な先発医薬品を服用している患者に対し、切替を促す通知を行う。

3 実施事業及び目標（22～39頁参照）

事業名	実施内容	目標（成果指標） 2016年度（平成28年度）→2023年度
特定健康診査未受診者受診勧奨事業	特定健康診査の未受診者へ受診勧奨	特定健診受診率 27.8% → 60%
特定保健指導事業	特定保健指導（動機付け支援、積極的支援）対象者へ専門職による集団支援や電話等による支援	メタボ該当者及び予備群（2008年度【平成20年度】の推計者数基準）の減少率 20.8% → 25%
糖尿病性腎症重症化予防事業	腎症患者の第Ⅱ期～第Ⅳ期の者へ専門職による6か月間の面接・電話指導	生活習慣改善率 未実施 → 90%
受診行動適正化指導事業	重複受診者、頻回受診者、重複服薬者へ適正な医療機関等の受診等について、専門職による面談・電話指導	指導完了者の受診行動適正化率 44.7% → 50%
健診異常値放置者受診勧奨事業	特定健康診査（人間ドック）の結果に異常値があり、医療機関未受診者へ受診勧奨	対象者の医療機関受診率 11.3% → 20%
生活習慣病治療中断者受診勧奨事業	以前生活習慣病の治療を受けていた者で、一定期間受診がない者へ受診勧奨	対象者の医療機関受診率 17.0% → 20%
ジェネリック医薬品差額通知事業	ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費軽減額が一定以上ある者へ勧奨	ジェネリック医薬品普及率（数量ベース） 69.2% → 85%

4 財政効果額（医療費・薬剤費削減効果額）

- ・ 特定保健指導事業 … 3,000 千円
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業 … 8,750 千円
- ・ 受診行動適正化指導事業 … 720 千円
- ・ 健診異常値放置者受診勧奨事業 … 1,875 千円
- ・ 生活習慣病治療中断者受診勧奨事業 … 20,300 千円
- ・ ジェネリック医薬品差額通知事業 … 300,000 千円

5 計画の公表、評価（41～42頁参照）

市ホームページ等にて公表・周知する。個別の保健事業の目標達成状況について、各年度末に内部評価を実施する他、栃木県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会に報告し、外部評価を実施する。また、2020年度には中間評価、2023年度には、計画期間全体の総合評価を実施する。